

せんだい宇宙館利用料

※薩摩川内市せんだい宇宙館条例（平成16年条例第242号）より抜粋

別表（第15条関係）

区分	個人		団体（20人以上）		年間入館券	
	1人1回	500円	1人につき1回	400円	1人1年間	1,000円
大人	1人1回	500円	1人につき1回	400円	1人1年間	1,000円
小・中・義務教育 学校児童生徒	1人1回	300円	1人につき1回	250円	1人1年間	500円

備考

- 1 大人とは、中学生、小学生及び義務教育学校生以外の者で15歳以上のものをいう。
- 2 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学するまでの者は、無料とする。

【利用料の減免について】

※平成16年規則第200号薩摩川内市せんだい宇宙館条例施行規則より抜粋

（利用料金の減免等）

第6条 条例第16条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める団体の利用料金については適用しない。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人1人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館する場合 利用料金を免除

（2）市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒が教育課程に基づく学習活動として入館する場合 利用料金の5割の額を減額

（3）第1号に規定する手帳の交付を受けている者が入所又は通所する福祉施設、保育所又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学若しくは高等専門学校が主催する活動で当該施設の児童、入所者等が入館する場合において、その引率者が入館する場合 利用料金を免除

（4）薩摩川内市立少年自然の家条例（平成16年薩摩川内市条例第99号）第6条の許可を受けた者が入館する場合

ア 小学校の児童又は中学校の生徒 200円を減額

イ 大人 150円を減額

（5）小学校の児童又は中学校の生徒が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日に入館する場合 利用料金を免除

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合 市長が相当と認める額を減額又は免除